

令和7年3月6日

総務部職員課

## 江東区職員の旅費に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

#### (1) 宿泊料の見直し

現行の定額支給から、地域の実情を勘案した上限付きの実費支給に改め、種目を宿泊費とする。

#### (2) 宿泊手当及び包括宿泊費の新設

宿泊を伴う旅行の際に、夕朝食代の補助費用を含む諸雑費に充てるための種目として宿泊手当を、交通費と宿泊費が一体となった旅行のための種目として包括宿泊費を新設する。

#### (3) 日当及び食卓料の廃止

宿泊手当の新設に伴い、日当及び食卓料を廃止する。

#### (4) その他

条例全体の規定を整備するほか、附則において、本条例を根拠としている江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するとともに、経過措置を定める。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

江東区職員の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第13条の2）</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費（第14条—第30条の3）</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費（第31条—第39条の2）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第40条—第42条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 （略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び財務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的</p>	<p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（削る）</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）</u>で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) （略）</p> <p>（削る）</p>

に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

- (7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合に、その職員若しくはその扶養家族又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。
- (8) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)又は職員の死亡当時パートナーシップ関係の相手方であった者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(加える)

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域(特別区の存する区域にあつてはその全地域)をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、別表第1で定める地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に旅費を

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合ににおいて、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。)又は職員の死亡当時パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)であった者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 家族 職員の配偶者、パートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(削る)

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対

支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2)～(5) (略)

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、前項の規定による旅費は支給しない。

4 職員が区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(加える)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)がその出発前に、第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内金額を旅費として支給することができる。

し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2)～(5) (略)

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例等に特別の定めがある場合その他区費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者又は任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。

(1)・(2) (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)によつてこれをしなければならない。ただし、旅行命令簿等によるいとまのないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、すみやかに旅行命令簿等にその旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。

(加える)

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、任命権者が定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。

(1)・(2) (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等の様式は、任命権者が定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等

含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が第2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

#### (旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について実費額により支給する。

3 船賃は、水路旅行について実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について実費額により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(削る)

1 1 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

1 2 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。

1 3 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

1 4 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 削除

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第13条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

(旅費の請求及び清算)

第13条の2 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその清算をしようとするものは、所定の請求書又は精算書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の清算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による清算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(加える)

(加える)

(削る)

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技

<p style="text-align: center;">(加える)</p> <p>4 第1項に規定する請求書又は精算書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 内国旅行の旅費</p> <p>第14条 削除 (近接地内旅費)</p> <p>第15条 近接地内の旅行の旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃及び車賃</p> <p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、次に規定する宿泊料</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額</p> <p>(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること、又はこれを明渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の範囲内における実費額の移転料</p> <p>第16条から第18条まで 削除 (近接地外旅費)</p> <p>第19条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、</p>	<p>術を利用する方法をいう。以下同じ。)をもって提出することができる。</p> <p>6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</p> <p>7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
--	--

移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(加える)

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前項に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
- (3) 公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金
- (4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金

(加える)

2 前項第2号に規定する急行料金は、任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められる場合のほか、次の各号の一に該

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、次条から第20条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅

当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行  
で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行  
で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、  
普通急行列車を運行する線路による旅行で片  
道100キロメートル以上のものに該当する  
場合に限り支給する。

(船賃)

第21条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃  
(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条に  
おいて「運賃」という。)、寝台料金、特別船  
室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内  
の実費額による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶によ  
る旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶によ  
る旅行の場合には、下級の運賃

(3) 前2号の規定に該当する場合において、  
同一階級の運賃を更に2以上に区分する船  
舶による旅行の場合には、次に規定する運  
賃

ア 第1号の規定に該当する場合には、最  
上級の直近下位の級の運賃

イ 第2号の規定に該当する場合には、最  
上級の運賃

(4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の  
場合には、その乗船に要する運賃

(5) 公務上の必要により、別に寝台料金を必

行の場合であって運賃の等級が区分された鉄  
道により移動するときは最上級(等級が3以  
上に区分された鉄道により移動する場合に  
は、最上級の直近下位の級)の運賃の額とす  
る。

(削る)

(削る)

(削る)

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24  
年法律第187号)第2条第2項に規定する  
船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけ  
るこれに相当するものその他任命権者が定め  
るものをいう。以下同じ。)を利用する移動に  
要する費用とし、その額は、次に掲げる費用  
(第2号から第5号までに掲げる費用は、第  
1号に掲げる運賃に加えて別に支払うもので  
あって、公務のため特に必要とするものに限  
る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(削る)

(削る)

(削る)

(2) 寝台料金

要とする場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金

(6) 公務上の必要により、第4号に規定する船舶で特別船室を利用する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(7) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(加える)

(加える)

(航空賃)

第22条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最下級の直近上位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により長時間にわたる移動として任命権者が定めるものをするときは、最下級の直

(車賃)

第23条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(加える)

(加える)

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第24条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第25条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

近上位の級の運賃の額によることができる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)

第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 前号に掲げる費用に付随する費用

(削る)

(削る)

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき、内国旅行にあつては19,000円、外国旅行にあつては59,000円を上限として、地域の実情を勘案して任命権者が定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の

2 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り支給する。

(食卓料)

第26条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(加える)

(加える)

(移転料)

第27条 移転料の額は、次の各号に規定する額の範囲内の実費額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を

額とする。

(削る)

(削る)

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては2,400円、外国旅行にあつては5,400円を上限として、通常要する費用の額を勘案して任命権者が定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、本邦における赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して任命権者が定める方法により算定される額とする。

(削る)

(削る)

(削る)

命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第1の額が、職員が赴任した際の移転料の別表第1の額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の別表第1の額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第28条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第29条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

(削る)

(削る)

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、本邦における赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、本邦における赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(削る)

(削る)

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第27条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(近接地以外の同一地域内旅行の旅費)

第30条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第30条の2 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費

(削る)

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(削る)

(削る)

とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第30条の3 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(削る)

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第29条第1項第1号の規定に準じて計算した、居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(削る)

(本邦通過の場合の旅費)

第31条 外国旅行中本邦を通過する場合に (削る)  
は、その本邦内の旅行について支給する旅費  
は、前章に規定するところによる。ただし、外  
国航路の船舶又は航空機により本邦を出発  
し、又は本邦に到着した場合における船賃又  
は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及  
び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及  
び食卓料については、本章に規定するところ  
による。

(鉄道賃)

第32条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運 (削る)  
賃（以下この条において「運賃」という。）  
急行料金及び寝台料金（これらのものに対す  
る通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線  
路による旅行の場合には、最上級の直近下  
位の級の運賃の範囲内で任命権者が定める  
運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路によ  
る旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の  
場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を  
利用した場合には、前3号に規定する運賃  
のほか、その座席の利用に要した運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝  
台料金を必要とした場合には、前各号に規  
定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金

(船賃)

第33条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃 (削る)  
（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条に  
おいて「運賃」という。）及び寝台料金（これ  
らのものに対する通行税を含む。）の範囲内の  
実費額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船  
舶による旅行の場合には次に規定する運賃  
の範囲内で任命権者が定める運賃（最下級  
の運賃による場合を除く。）

ア 運賃の等級を2以上の階級に区分する  
船舶による旅行の場合には、最上級の運

賃

イ アの最上級の運賃を更に4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃

ウ アの最上級の運賃を更に3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

エ アの最上級の運賃を更に2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金

(航空賃及び車賃)

第34条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）の範囲内の実費額による。

(削る)

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

2 前項第1号の規定にかかわらず、運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合で、かつ、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超えるときには、中級の運賃によることができる。

3 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第35条 日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の定額による。

(削る)

2 第24条第2項及び第3項、第25条第2

項並びに第26条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(支度料)

第36条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。

2 外国に出張を命ぜられた者が、過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して、過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(渡航手数料)

第37条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第30条の3第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 遺族が前2項に規定する死亡手当の支給を受ける順位は、第30条の3第2項の規定を準用する。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第39条 第30条の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

(退職者等の外国旅費)

第39条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(削る)

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、460,000円とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行

	<p>又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。</p>
<p>(1) <u>退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(2) <u>退職等を知った日の翌日から3月以内に出發して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>ア <u>退職等を知った日の翌日からその出發の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</u></p>	
<p>イ <u>出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費(支度料を除く。)</u></p>	
<p>2 <u>職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その退職等を知った日にいた地が本邦である場合において同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第30条の2第1号の規定に準じて計算した旅費とする。</u></p>	<p>2 <u>前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p>
<p>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、<u>第1項第2号</u>に規定する期間を延長することができる。</p>	<p>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、<u>第1項</u>に規定する期間を延長することができる。</p>
<p>(加える)</p>	<p><u>(遺族等の旅費)</u>  <u>第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)</u>は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。</p>
<p>(加える)</p>	<p><u>(旅費の支給額の上限)</u>  <u>第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)</u>に係る旅費の支給額は、<u>第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とす</u></p>

#### 第4章 雑則

(旅費の調整)

第40条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第41条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用にみたくないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はそのみたくない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

る。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(削る)

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が江東区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(加える)

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

(加える)

第26条 支出担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(委任)

(この条例の実施に関し必要な事項)

第42条 この条例に定があるものの外、実施上必要な事項は任命権者が定める。

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が定める。

(削る)

別表第1 内国旅行の旅費(第2条、第15条、第24条—第28条関係)

(1) 近接地の地域

在勤庁の所在地	近接地の地域	
特別区	東京	特別区の区域の全地域 武蔵野
都	市	三鷹市 小金井市 国分寺
内		市 国立市 立川市 調布市
		府中市 稲城市 多摩市 西東京市 小平市 東久留米市 東村山市 清瀬市 狛江市 町田市
	神奈川県	川崎市 横浜市
	千葉県	市川市 船橋市 習志野市 松

県	戸市 流山市 柏市 我孫子市
	鎌ヶ谷市 浦安市 千葉市
	四街道市 佐倉市 八千代市
	印西市 白井市
埼玉 県	和光市 朝霞市 戸田市 新座 市 志木市 富士見市 蕨市
	川口市 さいたま市 草加市
	八潮市 越谷市 吉川市 春日 部市 三郷市
特別区 外	在勤庁からおおむね2.5キロメートル の区域以内の区域で任命権者が定める地域

備考 この表における名称及び地域は、平成  
23年10月11日現在におけるものを示  
す。

(2) 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
支給額	2,200 円	10,900 円	2,200 円

(3) 移転料

区分	移転料額
鉄道 50キロメートル未満	126,000 円
鉄道 50キロメートル以上1 00キロメートル未満	144,000 円
鉄道 100キロメートル以上 300キロメートル未満	178,000 円
鉄道 300キロメートル以上 500キロメートル未満	220,000 円
鉄道 500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	292,000 円
鉄道 1,000キロメートル 以上1,500キロメートル未 満	306,000 円
鉄道 1,500キロメートル 以上2,000キロメートル未 満	328,000 円
鉄道 2,000キロメートル	381,000

以上 | 0円

備考 路程の計算については、水路及び陸路  
4分の1キロメートルをもって鉄道1キ  
ロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第35条、第36  
条、第38条関係）

(削る)

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につ き）				宿泊料（1夜につ き）				食卓 料 （1 夜に つ き）
	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	
支給 額	6, 20 0円	5, 20 0円	4, 20 0円	3, 80 0円	1, 9, 30 0円	1, 6, 10 0円	1, 2, 90 0円	1, 1, 60 0円	5, 80 0円

備考

- 1 指定都市とは、人事委員会が定める都  
市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、  
欧州地域及び中近東地域として人事委員  
会が定める地域のうち指定都市の地域以  
外の地域で人事委員会が定める地域をい  
い、丙地方とは、アジア地域（本邦を除  
く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリ  
カ地域及び南極地域として人事委員会が  
定める地域のうち指定都市の地域以外の  
地域で人事委員会が定める地域をいい、  
乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方  
の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出  
発した日及び外国に到着した日を除く。）  
の場合における日当の額は、丙地方につ  
き定める定額とする。

(2) 支度料

区分	旅行期間		
	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上
支給額	61,9 90円	75,2 70円	88,5 50円

(3) 死亡手当

区分	手当額
支給額	460,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月江東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月江東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当及び宿泊料の5種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(経過措置)

4 改正後の江東区職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の江東区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、

当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。